

委員会提出議案第 2 号

本四高速の利用しやすい料金制度の確立を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 1 0 9 条第 7 項及び会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出する。

平成 2 3 年 7 月 6 日

提出者 建設経済常任委員長 松原 壯典

本四高速の利用しやすい料金制度の確立を求める意見書

平成23年6月20日から、高速道路料金の割引制度等の変更や、被災者等にかかる東北地方の高速道路の無料開放が実施され、本四高速においては休日千円上限料金制が廃止された。

これらの措置は、東日本大震災による被災地域の復旧・復興支援及びそのための財源確保のためであり、その意義については一定の理解をするものである。

しかしながら、休日千円上限料金制の廃止は実質的な値上げであり、さらに料金制度の変更が利用者の混乱を招くことにより、これまで徐々に増加していた本四高速の交通量が再び減少する可能性が高い。

加えて、今後、休日千円上限料金制以外の各種時間帯割引まで廃止されることになれば交通量の減少に拍車がかかり、地域経済に多大な影響を与えることが憂慮される。

よって、本四高速については利用者が利用しやすい料金制度の確立を求めるとともに、経済効果の大きい上限料金制については再び休日千円上限とすること。また、併せて、高速道路の料金施策に大きな影響を受けるフェリー等の公共交通機関が将来にわたって存続できるよう、効果的な支援策を実施することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年 月 日

香川県さぬき市議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣

議員提出議案第1号

さぬき市民病院施設建設特別委員会の設置について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成23年6月23日

提出者	さぬき市議会議員	松岡善一
賛成者	さぬき市議会議員	大山博道
賛成者	さぬき市議会議員	中村聖二
賛成者	さぬき市議会議員	江村信介
賛成者	さぬき市議会議員	名倉毅
賛成者	さぬき市議会議員	大村一彦

さぬき市民病院施設建設特別委員会の設置について

次のとおり、さぬき市民病院施設建設特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 さぬき市民病院施設建設特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第110条及び委員会条例第6条
- 3 目 的 総合的な医療・救急体制の充実を確保し、地域住民の健康医療支援体制の強化を図るため
- 4 委員定数 7人
- 5 調査期間 さぬき市民病院の建設が完了するまで、議会の閉会中も継続して調査を行う。

議員提出議案第2号

行財政調査特別委員会の設置について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成23年6月23日

提出者	さぬき市議会議員	松岡善一
賛成者	さぬき市議会議員	大山博道
賛成者	さぬき市議会議員	中村聖二
賛成者	さぬき市議会議員	江村信介
賛成者	さぬき市議会議員	名倉毅
賛成者	さぬき市議会議員	大村一彦

行財政調査特別委員会の設置について

次のとおり、行財政調査特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 行財政調査特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第110条及び委員会条例第6条
- 3 目 的 さぬき市総合計画後期基本計画の策定にあたり、前期基本計画の検証を行うとともに後期基本計画の審査を行うため
- 4 委員定数 7人
- 5 調査期間 前期基本計画の検証を行い、後期基本計画の審査が完了するまで、議会の閉会中も継続して活動する。

議員提出議案第3号

議会改革特別委員会の設置について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成23年6月23日

提出者	さぬき市議会議員	松岡善一
賛成者	さぬき市議会議員	大山博道
賛成者	さぬき市議会議員	中村聖二
賛成者	さぬき市議会議員	江村信介
賛成者	さぬき市議会議員	名倉毅
賛成者	さぬき市議会議員	大村一彦

議会改革特別委員会の設置について

次のとおり、議会改革特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 議会改革特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第110条及び委員会条例第6条
- 3 目 的 市民に開かれた議会を目指すとともに、地方議会としてのあるべき姿について調査・研究を行うため
- 4 委員定数 7人
- 5 調査期間 調査・研究が終了するまで、議会の閉会中も継続して調査を行う。